

2019年5月23日

## 補助金交付等停止措置及び契約に係る指名停止措置を講じました

経済産業省は、一般財団法人エネルギー総合工学研究所から当省の補助金について従事実態と異なる不適切な労務費の計上を行っていた旨の報告を受け、当該事業者に対して、本日から補助金交付等停止措置及び契約に係る指名停止措置を講じました。

### (1) 対象事業者

一般財団法人エネルギー総合工学研究所(法人番号 5010405000044)

### (2) 措置内容

本日から当面の間、当該事業者に対し、補助金交付等停止措置及び契約に係る指名停止措置を講じました。今後、実態把握のための調査を行い、事実の全容が解明され次第、これらの措置期間を確定します。

(本発表資料のお問い合わせ先)

#### (1) 補助金について

資源エネルギー庁長官官房総務課長 畠山

担当者: 小高、宮下

電話: 03-3501-1511(内線 4471)

03-3501-2669(直通)

03-3580-8426(FAX)

#### (2) 補助金交付等停止措置及び契約に係る指名停止措置について

大臣官房会計課長 野原

担当者: 藤野、川邊

電話: 03-3501-1511(内線 2247~8)

03-3501-1652(直通)

03-3580-2493(FAX)